

報道資料

令和4年12月12日(月)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:馬場・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案(クラスター事案)の発生について (医療法人拓誠会 辻村病院第2報)

医療法人拓誠会 辻村病院において、これまでに入院患者15名、職員11名計26名の感染が判明しました。感染状況から、入院病棟Aの院内感染(クラスター)に加えて、新たに入院病棟Bにおいて院内感染(クラスター)が、管理棟において院内感染が発生したと考えられます。

1 発生場所

医療法人拓誠会 辻村病院(所在地 宇陀市菟田野松井7-1)

2 感染者の概要(合計26名)

- ・経緯:入院病棟A 12月5日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から13例の感染を確認。
入院病棟B 12月7日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から8例の感染を確認。
管理棟 12月7日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から2例の感染を確認。

・感染者内訳:入院患者15名、職員11名

20代1名、40代1名、50代2名、60代5名、70代4名、80代7名、90代6名

	入院病棟A	入院病棟B	管理棟
入院患者	6名	9名	—
医師	4名	—	—
看護師	4名	—	—
リハビリ医療技術者	—	—	1名
事務員	—	—	2名
合計	14名	9名	3名

※第1報(12月7日)以降、入院患者13名、職員5名の感染が判明しています。

3 県の対応

- ・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示
- ・職員の日常生活を含めての感染対策の徹底を指示

4 病院の対応(12月12日0時時点)

- ・関係箇所の消毒実施
- ・入院病棟Aの新規入院の受入を休止(12月5日～)
- ・入院病棟Bの新規入院の受入を休止(12月7日～)
- ・外来診療機能一部閉鎖(12月7日～)

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。